

地方消費税交付金に係る社会保障施策に要する経費への充当について

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引き上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）に充てることとされた「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が制定されました。

引き上げ後の消費税率10%のうち、地方消費税率は2.2%となっており、このうち1/2が市町村に交付されることとなります。令和7年度予算における、地方消費税交付金の歳入額、社会保障経費への充当額については以下のとおりです。

令和7年度地方消費税交付金歳入見込額180,197千円　うち社会保障経費財源分105,817千円

款	項	目	事業名	充当額
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	国民健康保険事業	24,415
民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険事業	45,987
民生費	社会福祉費	老人福祉費	後期高齢者医療保険事業	35,414
			合計	105,817

※地方消費税交付金の社会保障費財源化相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分しています。